

所管部課	会 計 課		部長	神 山 尚	
件 名	東大和市公金取扱金融機関等に関する規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市会計事務規則 東大和市税条例施行規則			
	部課機関	納税課			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 各金融機関の間で行われている手形及び小切手の交換は、手形法及び小切手法の規定に基づき、法務大臣が指定した全国各地の「手形交換所」において行われている。このような中、業務の電子化に対応するため、令和4年11月4日から全国各地の「手形交換所」が廃止され、その機能を引き継ぎつつ、電子化に対応できる「電子交換所」が設立されることになった。 これを受け、本規則の一部改正をするものである。</p> <p>(2) 改正内容 第6条の2第4項中「第3項」を「前項」に改める。 第7条第1項中「東京手形交換所参加地域」を「電子交換所が所管する区域」に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和4年11月4日</p> <p>(4) 影響及び効果 手形及び小切手の取り扱いにおける適切な運用が図られる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。